平成２８年（フ）第９３５９号
東京都江東区辰巳１丁目５－17－1202
破産者　チェンチャイ　サコン
1　決定年月日　平成29年２月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第９３６０号
東京都墨田区錦糸４丁目16－３－712
破産者　コバヤシ　シリポーン
1　決定年月日　平成29年２月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第９３９１号
東京都八王子市別所１丁目39－３－508
破産者　高野　正光
1　決定年月日　平成29年２月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第９３９２号
東京都練馬区石神井町７丁目30－５
破産者　村上　真理（旧姓今村）
1　決定年月日　平成29年２月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第９３９６号
東京都調布市多摩川７丁目８－11　104
破産者　高野　愛子（旧姓新田）
1　決定年月日　平成29年２月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第９４１３号
神奈川県横浜市都筑区東山田４丁目５－５－104、開始決定時の住所東京都江東区南砂２丁目３－２－1103
破産者　小林富美惠
1　決定年月日　平成29年２月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第９４７９号
東京都大田区東六郷２丁目14－９－205
破産者　神農繪吏こと　姜　　智子
1　決定年月日　平成29年２月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第５２８号
北九州市門司区大字吉志211番地
破産者　大杉谷農園株式会社
1　決定年月日　平成29年２月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２８年（フ）第３９号
鹿児島県南さつま市加世田村原５丁目10番地６、破産申立時の住所鹿児島県南さつま市加世田本町41番地４
破産者　山口　裕樹
1　決定年月日　平成29年２月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所知覧支部

平成２８年（フ）第１６８号
釧路市若松町16番11号　レオパレス若松Ⅱ
破産者　山崎　亮太
1　決定年月日　平成29年２月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所

平成２８年（フ）第５０号
群馬県高崎市棟高町79番地４
破産者　掛川　富弘
1　決定年月日　平成29年２月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２８年（フ）第５１号
群馬県高崎市棟高町79番地４
破産者　掛川世志子
1　決定年月日　平成29年２月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２８年（フ）第２２１号
群馬県高崎市緑町１丁目９番地５　レオパレスグリーンアルタ209号
破産者　黒木　雅樹
1　決定年月日　平成29年２月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２８年（フ）第１０８号
徳島県阿波市市場町市場字町筋75番地
破産者　三木　誠司
1　決定年月日　平成29年２月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第５７４号
北九州市小倉南区蒲生３丁目３番３号（105）
破産者　森　　秀樹
1　決定年月日　平成29年２月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第５７５号
北九州市小倉南区蒲生３丁目３番３号（105）
破産者　森　　悦子
1　決定年月日　平成29年２月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第６４３号
北九州市八幡西区日吉台１丁目22番９－208号
破産者　山本　　慎
1　決定年月日　平成29年２月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第１８４０号
札幌市豊平区西岡５条13丁目９番５号
破産者　豊川　　貴
1　決定年月日　平成29年２月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１１号
青森県北津軽郡鶴田町大字廻堰字上野尻146番地３　かくしょう園フリー棟、開始決定時の住所青森県北津軽郡鶴田町大字境字池田26番地
破産者　仕出しの大田こと　太田　鈴子
1　決定年月日　平成29年２月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２８年（フ）第３６号
青森県五所川原市字烏森21番地26
破産者　松山　隆昭
1　決定年月日　平成29年２月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所五所川原支部破産係